

## 真の分権型社会の実現に向けた自治の確立等に関する意見書

基礎自治体を重視した真の分権型社会を実現するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じる必要がある。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、下記の事項を実施することを強く求める。

### 記

- 1 地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画・立案、実施に際しては、「国と地方の協議の場」において、国と地方が真に対等・協力のもとに十分協議し、地方からの意見を制度設計等に的確に反映すること。
- 2 具体的な事項の協議に当たっては、国と地方とが真に実効ある協議を行うため、国はあらかじめ十分な時間的余裕を持って提案を行うとともに、分科会や各府省と地方との協議等の積極的な活用を図るなど、多様な地方からの意見を反映できるようにすること。
- 3 基礎自治体等からの積極的な提案を真摯に受けとめ、地方自治体の創意工夫ある発意を生かした分権型社会の実現に向けた改革を積極的に推進すること。  
とりわけ、福祉施設等における「従うべき基準」の廃止・参酌化など義務づけ・枠づけの見直しを図ること。  
また、改革に伴う関連法令の整備や事務・権限の移譲等に当たっては、十分な時間的余裕の確保や情報提供など適切な措置を講じるとともに、事務を円滑に実施するために必要となる財源の確保と専門的な人材育成等の仕組みを構築すること。
- 4 今後の地方分権改革においては、これまでの改革において実現に至らなかった権限移譲や義務づけ・枠づけの見直し等について、住民自治を拡充する観点から検討を行い、これらを着実に実施していくこと。
- 5 第32次地方制度調査会において、地方行政体制のあり方等について調査審議を進めるに当たっては、住民に最も身近な基礎自治体の意見を十分に踏まえること。
- 6 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5対5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。
- 7 基礎自治体が地域の総合的な行政主体としての役割を果たすために、基礎自治体に関する法令の規定を大枠化するなど、地方自治法を抜本的に改正し、基礎自治体の組織・運営等に関する裁量権や条例制定権等の拡大を図ること。
- 8 新たな制度創設や制度改正を行うに当たっては、事前に基礎自治体と十分協議するとともに、迅速な情報提供等を行うほか、十分な準備期間を設けること。  
また、人的体制整備のための財政支援策を講じるとともに、システム改修等の

準備経費を含め、基礎自治体に新たな負担が生じないようにすること。

- 9 地方公務員の給与は、地方が条例により自主的に決定するものであるが、地域手当については、地方公務員法の趣旨を踏まえ、国の支給基準を踏まえた支給割合としている。しかし、国の基準は、各地域の実情が必ずしも反映されているとは言えない実態がある。

また、地域手当は介護報酬や介護従事職員、保育所勤務職員、教職員の給与等に波及することから、地域手当のあり方について、地域の一体性も考慮した支給率となるよう、見直し・改善を行うとともに、10年ごととされている見直し期間の短縮を図ること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年9月30日

三鷹市議会議長 石 井 良 司